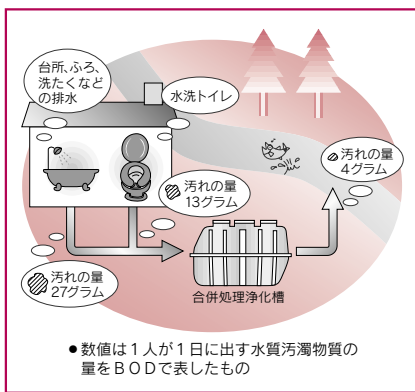


合併処理浄化槽

設置補助制度のご利用を

町では生活雑排水の浄化を目的として、家庭用の合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付



町では生活雑排水の浄化を目的として、家庭用の合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付しています。平成十七年度の申し込みを受け付けますので、家の新築やトイレ、ふろの改築などを計画している家庭では浄化槽の設置をご検討ください。

上に、設置に要する時間も短いなど、車一台分のスペースがあれば設置することが出来ます。補助対象の地区は、まだ下水道整備に着手していない▼小谷鳥▼澁磯▼豊間根▼荒川。ただし山田、織笠地区でも下水道整備地区を除いた一部の地域で補助対象となる所がありますので、事前にご相談ください。

補助枠がありますので事前にご相談ください

上ります。単独処理型を設置している方も合併処理型への切り替えをご検討ください。

設置する際には浄化槽の費用のほかに、取り付けやトイレの水洗化、排水管の工事費などが掛かります。補助金の交付額は上表のとおりですが、補助に枠があります。合併処理浄化槽の設置をご希望の方は、計画の段階で事前にご相談ください。

※申し込み多数の場合は、抽選とします。

▽申込期限 二月二十八日

▽申込先・問い合わせ 役場地域整備課下水道業務担当（☎82-3111内線212）へどうぞ。

浄化槽の価格(参考)

区分	金額
5人槽	68万円程度
7人槽	90万円程度
10人槽	133万円程度

補助金の額

区分	補助金額
5人槽	375,000円
7人槽	438,000円
8~50人槽	555,000円
51人槽以上	該当なし

※人槽は建物の延べ面積によって決まります。詳しくはご相談ください。

※単独処理浄化槽（し尿だけを処理する浄化槽）は生活雑排水を未処理のまま放流するため、排出される汚濁物質は合併処理浄化槽の約八倍に

人権擁護委員に港さんを再任



人権擁護委員
港 安子さん

船越の港安子さん（六）が、このほど人権擁護委員に再任され、法務大臣から一月一日付で委嘱されました。人権擁護委員は、

し、万が一侵害されたときは、救済のため適切な処置を取ることを任務としています。本町には、港さんのほかに四人が人権擁護委員に委嘱されています。皆さんが困っている家庭内や近隣関係などの問題を

わたしたちの基本的な人権が侵害されないよう監視

はじめ、土地や交通事故などに関する相談にも応じています。お気軽にご相談ください。

◆本町の人権擁護委員（敬称略）

▽港安子（☎84-22269）
▽田代省平（☎82-22584）
▽内田真由美（☎86-3292）
▽湊多喜郎（☎82-5865）
▽吉田徳右エ門（☎84-2549）

町長室から

今年の元日は一面の銀世界の中で迎えることになりました——と書けばメルヘン的な世界ですが、現実はずうではありません。除雪作業で正月気分も半減といったところでした。しかも二度目の大雪が追い打ちをかけ、町の除雪費は早くも底を尽き大幅増額のやりくり算段を強いられています。これからは毎日の天気予報に一喜一憂することになりそうです。

新年度予算の編成作業もほぼ終了という段階ですが、昨年度同様、大変厳しい状況におかれています。国では地方交付税は前年水準を確保したと説明していますが、前年度に大幅減額されており、それに見合うだけの税源移譲がまだ見えていません。地方が求めている三位一体の改革が成就するまでには時間がかかりそうです。新年度も地方六団体が一致団結して、真の地方分権の確立を求める行動を起こすことになりそうです。

山田町長 沼崎喜一